

MY企業年金通信

No. 2016-02

明治安田生命保険相互会社
 総 合 法 人 業 務 部
 団体年金コンサルティング室
 T E L : 03 - 3283 - 9094

【今号のコンテンツ】

NO	内 容	分 類			
1	【制度関連】確定給付企業年金法施行規則等の改正について	厚生基金	DB	DC	その他

ポイント

平成 28 年 4 月 8 日に、確定給付企業年金制度の改善等に関する省令の公布、通知の改正等が行なわれましたので、当該省令・通知等の改正内容について解説します。

今回の改正は、厚生年金基金制度、確定拠出年金制度についても行なわれていますが、確定給付企業年金制度に絞ってご案内します。

施行期日は特段の記載のない限り平成 28 年 4 月 8 日です。

なお、ここでご案内する内容は、作成時点の情報を基に当社の解釈をまとめたものであり、今後、厚生労働省からの説明等により、変更される場合もあります。

実務上の取扱いについては、現在検討を進めておりますが、契約管理上や数理計算上の制約によりお引受けできない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※法令、通知等は以下の略称を使用しています。

＜制度の略称＞

DB：確定給付企業年金

＜法令の略称＞

DB規則：確定給付企業年金法施行規則（改正）

＜通知等の略称＞

- ・平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号：確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（改正）
- ・平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329008 号：確定給付企業年金制度について（改正）
- ・平成 25 年 5 月 28 日事務連絡：厚生年金基金及び確定給付企業年金制度において掛金を算定する場合の取扱いについて（改正）

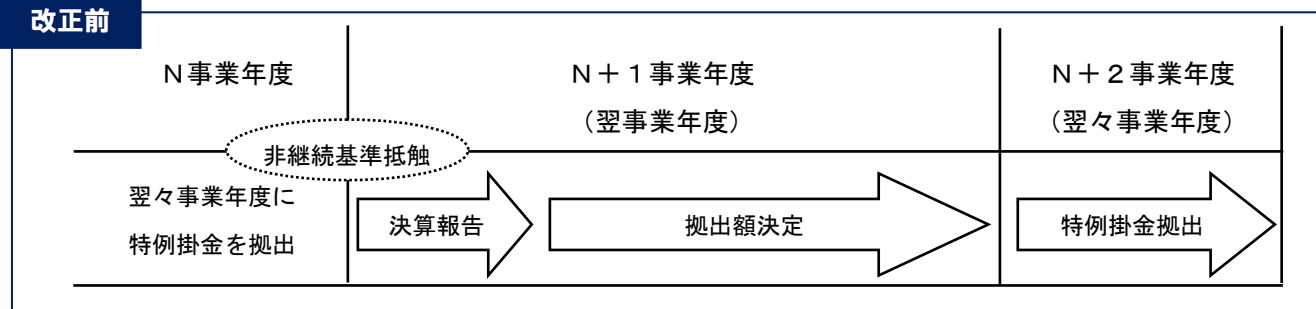
1. 非継続基準に抵触したことに伴い拠出する特例掛金の拠出時期の変更

(DB規則第59条、平成14年3月29日年企発第0329003号別紙1)

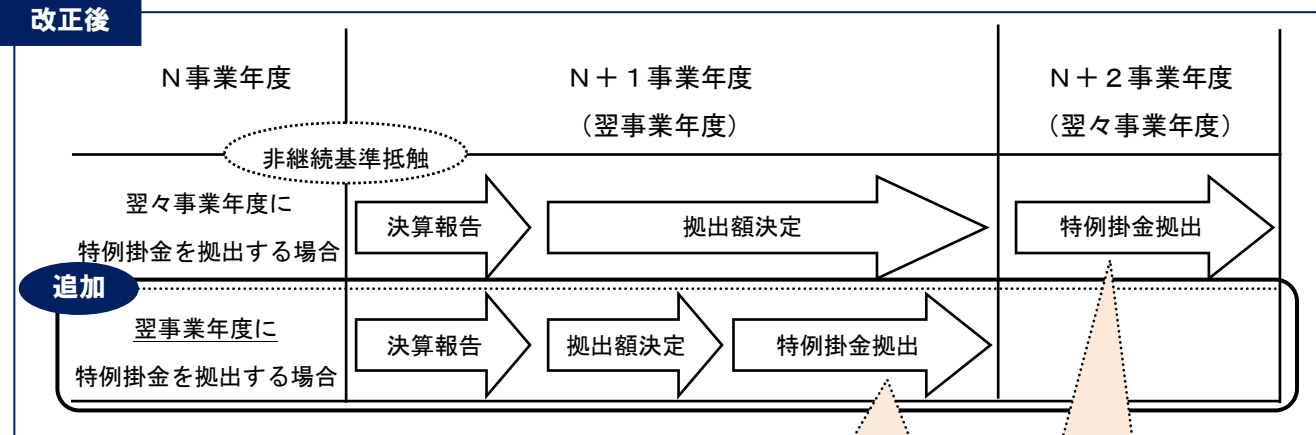
※実務上の取扱いについては、当面、改正前の取扱いのみとさせていただきます。

- 現時点で制度が終了した場合に最低限保全すべき給付を確保するという非継続基準の考え方に照らせば、非継続基準に対する積立不足はできる限り早期に償却することが望ましいと考えられることから、非継続基準に抵触した場合に積立比率方式により算定した特例掛金について、より早期に拠出することができるように抵触した事業年度の翌事業年度に拠出することも可能とする見直しが行なわれました。
- 従来通り翌々事業年度に拠出することも可能であり、この場合、翌事業年度の資産・負債の増減を見込むことから、拠出時期により拠出可能な特例掛金の額が相違することとなります。(3ページ参照)
- 特例掛金の拠出時期をどちらにするかあらかじめ規約で定めておく必要があり、あらかじめ規約で定めた拠出時期は合理的な理由がない限り変更は認められないこととされております。

改正前



改正後



翌事業年度に拠出する場合、

- ・規約の変更
- ・拠出額決定の早期化を行なう必要があります。

拠出時期の規約変更を行わない場合は従来通り翌々事業年度に拠出することとなります。

2. 非継続基準に抵触したことに伴い拠出する特例掛金の額の算定方法の変更

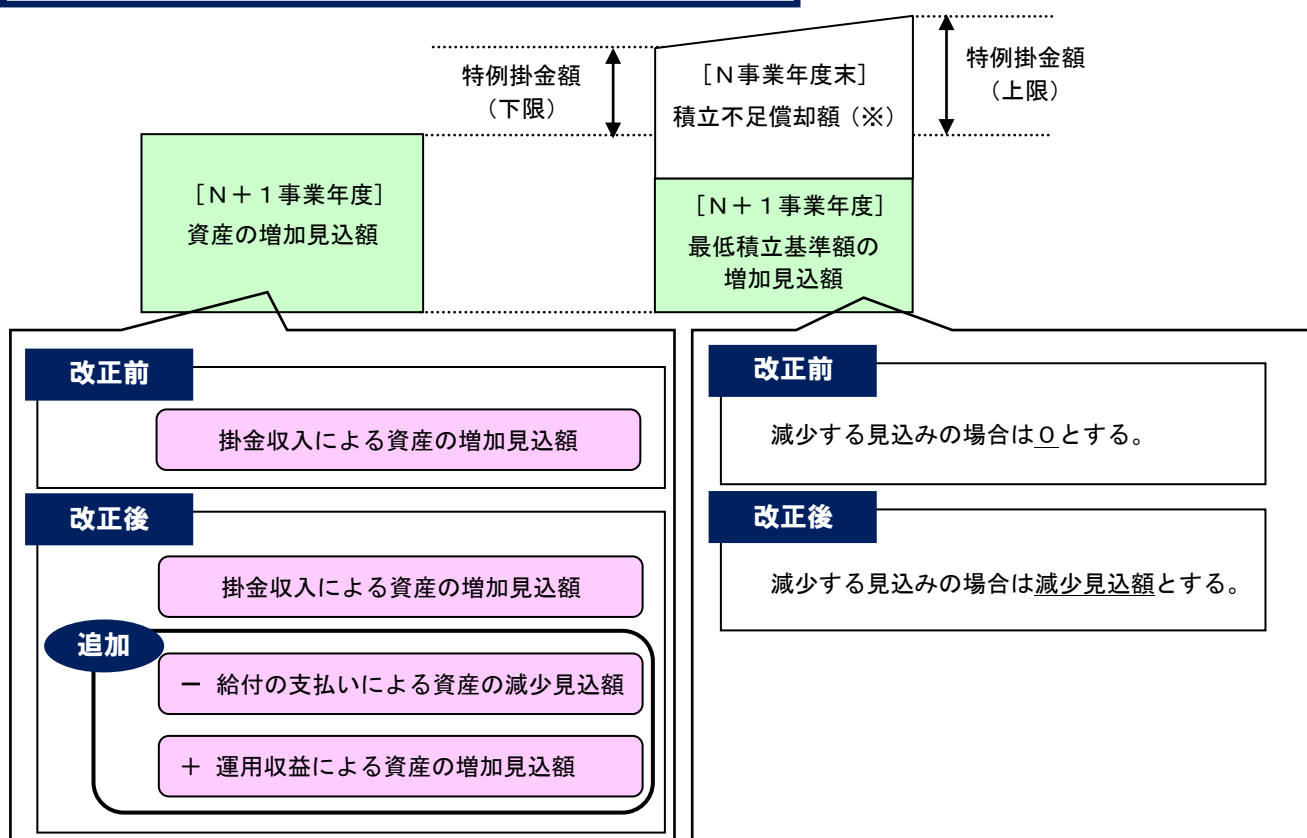
(DB規則第58条、平成25年5月28日事務連絡)

※平成29年3月31日以前の日を基準日とする決算においては、改正前の算定方法を用いることができ、実務上は、当面、改正前の取扱いとさせていただきます。

- 非継続基準に抵触した場合に、積立比率方式により特例掛金の額を算定する際に見込む翌事業年度における資産の増加見込額については、従来、掛金収入の増加のみ見込んでおりましたが、改正後は給付の支払いによる減少や運用収益による増加も見込むこととなりました。また、翌事業年度における最低積立基準額の見込額が決算時に比べ減少することも考慮することとなりました。
- その結果、給付の支払いによる資産の減少見込額が大きい場合には特例掛金を拠出する可能性が高くなることが考えられます。

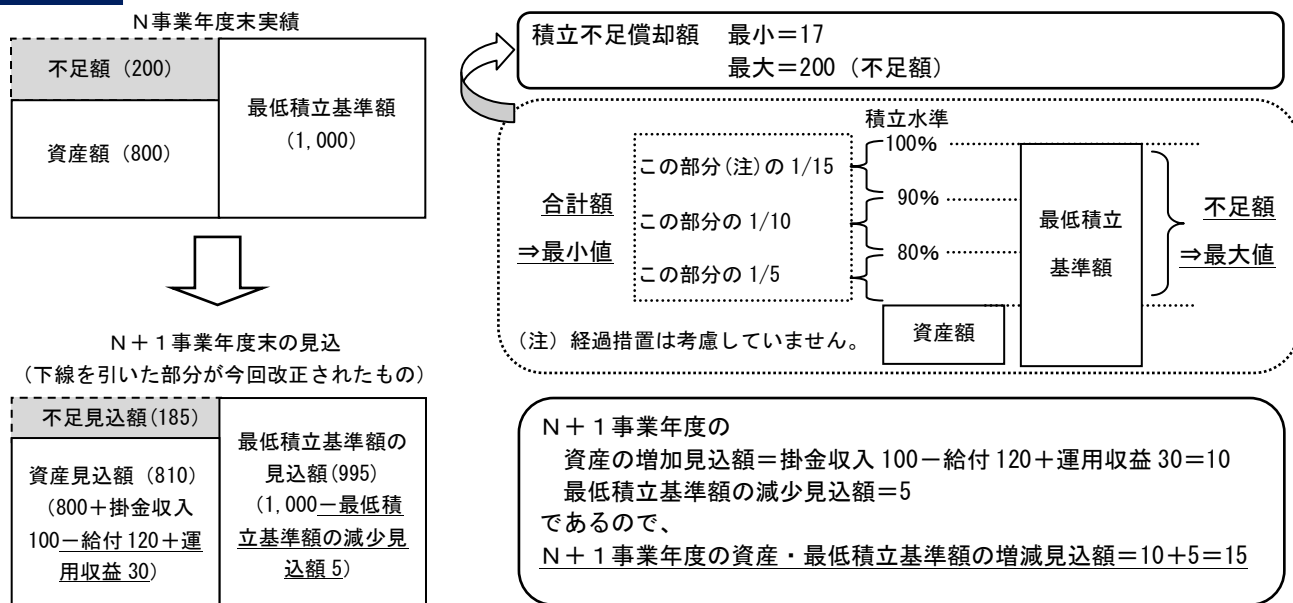
(例) N事業年度末に非継続基準に抵触

N+2事業年度(翌々事業年度)に拠出する場合の特例掛金額



<参考：翌々事業年度に拠出する特例掛金額の数値例>

前提



改正前

特例掛金額算定上の翌事業年度末の見込は資産側は掛金収入のみ、最低積立基準額は増加のみ反映します。

特例掛金額算定上のN+1事業年度末の見込

不足見込額 (100)	最低積立基準額の見込額 (1,000)
資産見込額 (900) (800 + 掛金収入 100)	

N+2事業年度(翌々事業年度)に拠出する

特例掛金額(下限)は0(※1)

特例掛金額(上限)は100(※2)

(※1) 積立不足償却額(最小) 17 < N+1事業年度の掛金収入見込額 100 のため

(※2) 積立不足償却額(最大) 200 からN+1事業年度の掛金収入見込額 100 を控除した額

- 下限額が0のため、特例掛金を拠出しないことが可能です。
- 上限額を拠出したとしても、給付による資産の減少分等の不足額が解消されません。

改正後

特例掛金額算定上の翌事業年度末の見込は資産側は掛金収入のみならず給付及び運用収益による増減も加減算し、最低積立基準額は減少の場合も0止めせず反映します。

特例掛金額算定上のN+1事業年度末の見込

不足見込額 (185)	最低積立基準額の見込額 (995) (1,000 - 最低積立基準額の減少見込額 5)
資産見込額 (810) (800 + 掛金収入 100 - 給付 120 + 運用収益 30)	

N+2事業年度(翌々事業年度)に拠出する

特例掛金額(下限)は2(※1)

特例掛金額(上限)は185(※2)

(※1) 積立不足償却額(最小) 17 からN+1事業年度の資産・最低積立基準額の増減見込額 15 を控除した額

(※2) 積立不足償却額(最大) 200 からN+1事業年度の資産・最低積立基準額の増減見込額 15 を控除した額

- 下限額が0とならず、改正前に比べ、より多く拠出しなければならない場合があります。
- 185を拠出することにより、見込の上では不足額が解消されます。

3. 実施事業所減少時の掛金の一括徴収額の見直し（DB規則第88条の2）

- DBから任意脱退しようとする実施事業所から一括徴収する掛金額の算定方法について、従来は①特別掛金収入現価とする方法、②非継続基準に基づく不足額とする方法、③①又は②のうちいずれか大きい額とする方法の3通りが認められており、規約で①を選択している場合（③の方法により結果として①となる場合を含む）のみ、特別掛金収入現価に繰越不足金等を加えた継続基準に基づく不足額を徴収することが認められていました。
- そのため、③の方法により結果として②となる場合、継続基準に基づく不足額が非継続基準に基づく不足額より大きい場合でも、継続基準に基づく不足額を徴収することができませんでした。このような場合にも、継続基準に基づく不足額を一括徴収額とできるよう見直しが行なわれ、継続基準、非継続基準の両方の観点で不足がないよう徴収可能となりました。

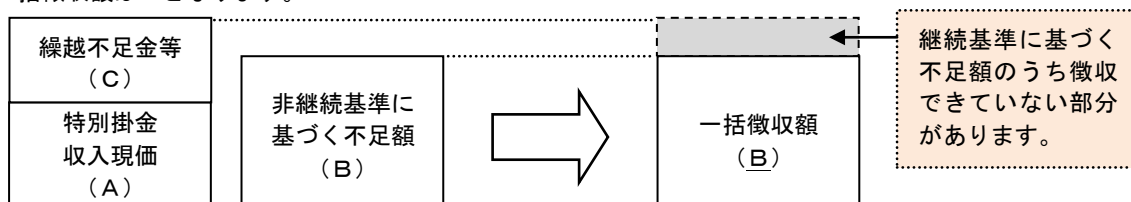
※平成28年4月7日以前に承認又は認可を受けた規約で定める計算方法については、当分の間、改正前の算定方法を使用することができます。

改正前

減少実施事業所に係る

- ①特別掛金収入現価（A）（規約の定めにより繰越不足金等（C）を加算できる）
- ②非継続基準に基づく不足額（B）
- ③AまたはBのいずれか大きい額（ $A > B$ の場合は規約の定めによりCを加算できる）

$A < B < A + C$ の状況では、③AまたはBのいずれか大きい額とする方法を選択している場合、一括徴収額はBとなります。

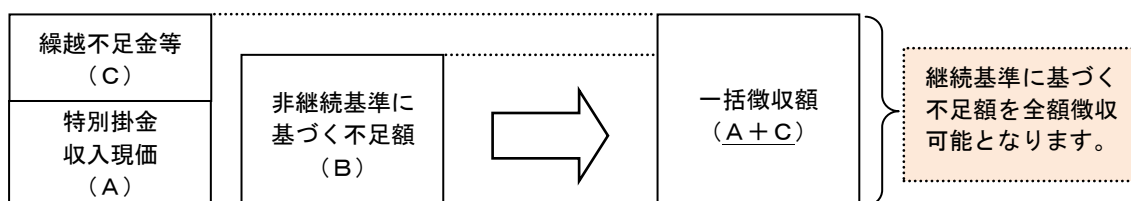


改正後

減少実施事業所に係る

- ①特別掛金収入現価（A）
- ②特別掛金収入現価（A）に繰越不足金等（C）を加算した額
- ③非継続基準に基づく不足額（B）
- ④AまたはBのいずれか大きい額
- ⑤「 $A + C$ 」またはBのいずれか大きい額

新たに選択可能となった、⑤「 $A + C$ 」またはBのいずれか大きい額とする方法を選択することにより、 $A < B < A + C$ の状況でも $A + C$ の額を徴収可能となります。



4. その他の見直し

- 既存のDBから受託保証型DBへ移行する場合、積立不足の一括拠出が可能とされました。
(DB規則第52条)
※対象となる開放型の受託保証型DBは当社ではお取り扱いしておりません。
- 下限予定利率の上昇時に、想定している選択一時金額を支給することができない事象が生じないように、
選択一時金の上限額となる保証期間の年金現価相当額を算定する際の予定利率が見直されました。
(DB規則第24条の3、平成14年3月29日年発第0329008号)
- 障害給付金の請求の際に、障害の原因となった疾病等の初診日を明らかにすることができる書類を添える
ことができないときは、当該初診日を証するのに参考となる書類を添付することとされました。
(DB規則第33条)
- 制度終了における「終了理由書」および給付減額時における「給付減額理由書」の提出、ならびに統合又
は分割時の申請書類について、規約の承認・認可申請時と同様の書類を提出する等の手続きの明確化・整
理が行なわれました。(DB規則第90条～第96条、平成14年3月29日年企発第0329003号別紙3)
- 個人情報の保護に関する規定の整備がされました。(DB規則第85条の2)

以上